

業務参考書

【第Ⅱ部 職業性疾病・第三者行為災害】

目次

【第Ⅱ部】

6 職疾編	P 5
(1) 上肢障害	P 7
(2) 非災害性腰痛	P 27
(3) じん肺	P 45
(4) 振動障害	P 67
7 脳心・精神編	P 91
(1) 脳・心臓疾患	P 93
(2) 精神障害編	P172
8 石綿編	P260
9 三者編	P360
付録（用語集、第Ⅰ部の目次）	P430

6 職疾編

目次 (1) 上肢障害

I	上肢障害に係る給付事務の流れ（療養（補償）等給付）	10
II	上肢障害事案における事務処理	11
1	相談時の対応	11
2	請求書の受付	12
3	認定審査	13
4	調査復命書の作成	17
5	決議書の作成・決裁	17
6	本省払いによる通知書の発送	19
III	署管理者からの視点	19
1	留意している点	19
2	進行管理	19
3	調査状況の確認	19
参考	様式例	20

目次 (2) 非災害性腰痛

I	非災害性腰痛に係る給付事務の流れ（療養（補償）等給付） ・・ P	30
II	非災害性腰痛事案における事務処理・・・・・・・・・・・・・・・・ P	31
1	相談時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P	31
2	請求書の受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P	32
3	認定審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P	34
4	調査復命書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P	37
5	決議書の作成・決裁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P	38
6	本省払いによる通知書の発送・・・・・・・・・・・・・・・・ P	39
III	署管理者からの視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P	39
1	留意している点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P	39
2	進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P	39
3	調査状況の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P	39
参考	様式例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P	40

目次 (3) じん肺

I	じん肺に係る給付事務の流れ（療養（補償）等給付）	48
II	じん肺事案における事務処理	49
1	相談時の対応	49
2	請求書の受付	50
3	認定審査	52
4	調査復命書の作成	56
5	決議書の作成・決裁	57
6	本省払いによる通知書の発送	59
III	署管理者からの視点	59
1	留意している点	59
2	進行管理	59
3	調査状況の確認	59
参考	様式例	60

目次 (4) 振動障害

I	振動障害に係る給付事務の流れ（療養（補償）等給付）	70
II	振動障害事案における事務処理	71
1	相談時の対応	71
2	請求書の受付	72
3	認定審査	73
4	調査復命書の作成	79
5	決議書の作成・決裁	79
6	本省払いによる通知書の発送	81
III	署管理者からの視点	81
1	留意している点	81
2	進行管理	81
3	調査状況の確認	81
参考	様式例	82

7 脳心・精神編

目次 (1) 脳・心臓疾患

I	脳・心臓疾患に係る給付事務の流れ（療養（補償）等給付） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 96
II	脳・心臓疾患事案における事務処理	P 97
1	相談時の対応	P 97
2	請求書の受付	P 98
3	認定審査	P100
4	調査復命書の作成	P115
5	決議書の作成・決裁	P116
6	本省払いによる通知書の発送	P117
III	署管理者からの視点	P117
1	留意している点	P117
2	進行管理	P118
3	調査状況の確認	P118
参考	様式例	P120

目次 (2) 精神障害

I	精神障害に係る給付事務の流れ（療養（補償）等給付） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P175
II	精神障害事案における事務処理	P176
1	相談時の対応	P176
2	請求書の受付	P177
3	認定審査	P179
4	医学意見の要否等に係る復命書の作成	P196
5	調査復命書の作成	P197
6	決議書の作成・決裁	P198
7	本省払いによる通知書の発送	P199
III	署管理者からの視点	P199
1	留意している点	P199
2	進行管理	P200
3	調査状況の確認	P200
参考	様式例	P202

8 石綿編

目次 石綿編

I	石綿関連疾患に係る給付事務の流れ（療養（補償）等給付） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P263
II	石綿関連疾患事案における事務処理	P264
1	相談時の対応	P264
2	請求書の受付	P266
3	認定審査	P268
4	調査復命書の作成	P280
5	決議書の作成・決裁	P281
6	本省払いによる通知書の発送	P281
III	石綿関連疾患事案における事務処理（特別遺族給付金）	P282
IV	署管理者からの視点	P300
1	留意している点	P300
2	進行管理	P301
3	調査状況の確認	P301
参考1	様式例	P302
参考2	石綿（アスベスト）について	P341

9 三者編

目次 三者編

I	第三者行為災害に係る給付事務の流れ（療養（補償）等給付） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P363
II	第三者行為災害事案における事務処理	P364
1	相談時の対応	P364
2	請求書の受付	P366
3	認定審査	P370
4	調査復命書の作成	P382
5	決議書の作成・決裁	P383
6	本省払いによる通知書の発送	P387
7	労働局での事務処理（概要）	P388
III	署管理者からの視点	P390
1	留意している点	P390
2	進行管理	P390
3	調査状況の確認	P391
参考	様式例等	P392

：付録

<用語集>

あ行

○ ICD-10分類（あいしーでいーてんぶんるい）

疾病及び関連保健問題の国際統計分類（International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems）。疾病、傷害及び死因の統計を国際比較するため、WHO（世界保健機関）から勧告された統計分類。

○ アクセスコード（あくせすこーど）

事業主へ郵送した年度更新申告書中のあて先労働局名の右側に記載されている英数字であり、電子申請において労働保険番号とともに印字情報を取得するために使用するもの。（「労働保険適用徴収システム処理手引」）

○ アフターケア（あふたーけあ）

業務災害又は通勤災害により、せき髄損傷等の傷病にり患した者にあっては、治ゆにおいても後遺症状に動揺をきたす場合が見られること、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあることにかんがみ、必要に応じてアフターケアとして予防その他の保健上の措置を講じ、当該労働者の労働能力を維持し、円滑な社会生活を営ませることを目的とするもの。アフターケアの対象傷病は次のとおり。

- | | | | | | | | |
|----|---------------------|----|------------------------------|----|----------------|---|------|
| 1 | せき髄損傷 | 2 | 頭頸部外傷症候群等（頭頸部外傷症候群、頸肩腕障害、腰痛） | | | | |
| 3 | 尿路系障害 | 4 | 慢性肝炎 | 5 | 白内障等の眼疾患 | 6 | 振動障害 |
| 7 | 大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折 | 8 | 人工関節・人工骨頭置換 | | | | |
| 9 | 慢性化膿性骨髄炎 | 10 | 虚血性心疾患等 | 11 | 尿路系腫瘍 | | |
| 12 | 脳の器質性障害 | 13 | 外傷による末梢神経損傷 | 14 | 熱傷 | | |
| 15 | サリン中毒 | 16 | 精神障害 | 17 | 循環器障害 | | |
| 18 | 呼吸機能障害 | 19 | 消化器障害 | 20 | 炭鉱災害による一酸化炭素中毒 | | |

（平成19年4月23日 基発0423002号「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の制定について」別添「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領」（最終改正 令和6年3月25日付け基発0325第3号））

※アフターケア手帳：アフターケアを受けるために対象者へ交付される手帳のことであり、対象傷病ごとに分かれている。アフターケア手帳は診察を受ける際に医療機関に提示することになっている。

○ 移送費（いそうひ）

傷病労働者が負傷又は疾病のため入院治療を必要としたとき又は転医せざるを得ないときに、その医療機関まで歩行することができない場合又は歩行することが極めて困難な場合等に支給される費用である。

1 移送（通院を含む。）の認められる条件は、次のとおり。

- (1) 災害現場から医療機関へ移送する場合
- (2) 入院の必要が生じ、自宅等から医療機関に収容する場合
- (3) 署長の勧告による転医（転地又は帰郷療養を含む。以下同じ。）の場合
- (4) 担当医師の指示による転医又は対診の場合
- (5) 担当医師の指示による退院の場合
- (6) 住居地又は勤務地から、原則片道2キロメートル以上の通院であって、次のアからウのいずれかに該当する場合
 - ア 同一市町村内の適切な医療機関へ通院したとき
 - イ 同一市町村内に適切な医療機関がないため、隣接する市町村内の医療機関へ通院したとき（同一市町村内に適切な医療機関があっても、隣接する市町村内の医療機関の方が通院しやすいとき等も含む）
 - ウ 同一市町村及び隣接する市町村内に適切な医療機関がないため、それらの市町村を超えた最寄りの医療機関へ通院したとき
ただし、住居地又は勤務地から片道2キロメートル未満の通院であっても、傷病労働者の傷病の症状の状態からみて、交通機関を利用しなければ通院することが著しく困難であると認められる場合には、この限りでない。
- (7) 署長が診察を受けることを勧告した医療機関への通院

2 移送費の給付の範囲は、次のとおり。

- (1) 交通機関（電車、自動車等）の運賃
傷病労働者の傷病の状況等からみて、一般に必要と認められるもの。
- (2) 移送に従事した者の日当
 - ア 付添看護人の日当は、その地区における一般看護人の日当額以内とする。
 - イ 同一事業場の労働者の場合は、その労働者の通常の労働日の賃金以内とする。
 - ウ 配偶者及び二親等内の血族が移送に従事する場合は、日当は支給されない。

3 添付書類として、移送に要した費用の額を証明する領収書等の提出を求める。

なお、自家用自動車の使用については昭和53.7.6基発第386号を参照。

4 中皮腫の診療のための通院費の支給については、平成29.10.31補償課長補佐（医療福祉担当）事務連絡を参照。本省報告については、令和2.7.31補償課長補佐（医療福祉担当）事務連絡に留意。

（「労災保険給付事務取扱手引」）

（昭和37年9月18日付け 基発951号「移送の取扱いについて」（改正 平成20年10月30日付け 基発第1030001号「移送の取扱いについて」の一部改正について）

○ 一元適用事業（いちげんてきようじぎょう）

労災保険に係る保険関係と雇用保険に係る保険関係との双方を一の事業についての保険関係として取扱い、一般保険料の算定、徴収等を両保険につき一元的に処理する事業をいう（暫定任意適用事業であるため、いずれか一方の保険に係る保険関係のみが成立している場合又は一方の保険関係が成立しているが、これに対応する他方の保険関係が具体的に確認されない事業の場合を含む。）。